

熊本労働局発表
(局長 金成 真一)
令和6年10月16日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 吉川 祐基
労働衛生専門官 西橋 秀明
(電話) 096 - 355 - 3186

報道関係者各位

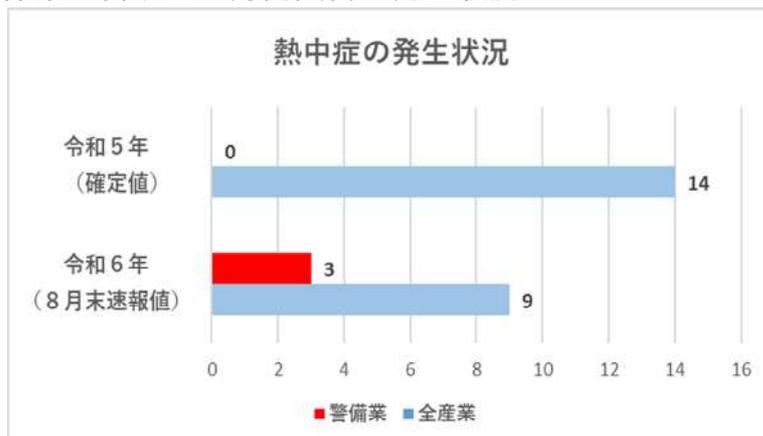
今年の県内の警備業における熱中症の発生状況を踏まえ、 「熊本県警備業協会」に熱中症予防対策の周知等を依頼しました

～令和6年10月11日に開催された「令和6年度労働安全衛生大会」において～

県内の令和6年8月末速報値で熱中症による休業4日以上労働災害の発生状況等につきましては、本年10月7日にプレスリリースいたしました。この度、10月11日に開催された一般社団法人熊本県警備業協会主催の「令和6年度労働安全衛生大会(於：ホテル熊本テルサ 3階「たい樹」の間)」において「熊本県警備業協会」に対して、警備業の各事業場において熱中症予防対策の引き続きの実施や、本年の実施状況を点検しそれを来年の対策に活かしていただくことについて、会員企業に対して周知していただくよう別添のとおり依頼しました。



熱中症による休業4日以上労働災害の発生状況



写

熊労発基 1011 第 1 号
令和 6 年 10 月 11 日

一般社団法人熊本県警備業協会
会 長 西 利 英 殿

熊 本 労 働 局
局 長 金 成 真 一

警備業における職場の熱中症予防対策について（依頼）

貴協会におかれましては、警備業における労働災害防止につきまして、平素から格別の御理解と御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

また、貴業界は、国民の自主防犯活動を補完又は代行する「生活安全産業」として、人の生命、身体、財産を守るという重要な業務を担っておられるとともに、日々その業務を着実に実施されていることに敬意を表します。

さらに、毎年「労働安全衛生大会」を開催されるなど労働災害防止にも熱心に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。

そうした御努力により、県内の警備業における令和 5 年の休業 4 日以上労働災害は、令和 4 年から減少したところです。熱中症につきましても、令和 5 年の休業 4 日以上労働災害は全体で 14 件でしたが、警備業での発生はありませんでした。

しかしながら、令和 6 年は 8 月末速報値で、警備業で 3 件発生（詳細は裏面）しており、これは全体（9 件）の 33.3% を占めているところです。

本年 4 月からの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（本年 3 月に通知）による集中的な取組は先月で終了したところですが、当局管内では昨年 11 月にも熱中症による休業 4 日以上労働災害が発生しているところです。

令和 6 年 3 月 5 日付け熊労発基 0305 第 3 号「令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」

つきましては、会員各位におかれましては、引き続き熱中症の発生のおそれがある日は、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」で定める取組を実施していただきますようお願いいたします。

あわせて、本年度の熱中症予防対策の実施状況につきまして問題点や改善点などを点検していただき、その点検結果を来年度の対策に活かしていただきますようお願いいたします。

貴協会におかれましては、上記の実施を会員各位に周知いただきますとともに、今後とも熱中症予防対策をはじめ労働災害防止に向けた取組をお願いいたします。

写

熱中症による災害発生状況（令和6年（速報値）、警備業）

番号	発生月	発生時間帯	発生状況
1	6月	9時台	勤務先の建設現場において、車両誘導の業務中、熱中症を発症したもの。
2	7月	14時台	勤務先の建設現場において作業中、体調不良を訴え休んでいたが、その後、容態が悪化したもの。
3	8月	8時台	常駐警備先において、屋外を徒歩で巡回警備中、熱中症を発症したもの。